

## 住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(以下「旅館業」という。)に関し、船橋市(以下「市」という。)の住環境との調和に関する旅館業のあり方について検討を行うため、住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住環境との調和に関する旅館業のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、住環境との調和に関する旅館業のあり方について委員会が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する者をもって構成する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 船橋市自治会連合協議会が推薦する者
  - (3) 船橋市観光協会が推薦する者
  - (4) 船橋警察署生活安全課長
  - (5) 消防局予防課長
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、その他関係者等の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健所衛生指導課において処理する。

(災害補償)

第6条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。